

## 2014年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会 委員 大川 秀史 (50期) 委員 浦城 知子 (59期)  
幹事 古池 秀 (65期) 研修員 小川隆太郎 (66期)

### 1 交流会の新たな試み

2015年1月7日(水)、弁護士会館にて開催した。様々なバックボーンを有する支援団体関係者54名と、弁護士26名が参加し、例年になく盛り上がりを見せた。

2014年度は特に、2つの新たな試みを行った。第1に、委員が都内等70団体を目途に個別訪問を行い、本交流会の広報を行い、日常的な連携も訴えた。多くの団体から歓迎を受け、即席の法律相談会となったことも少なくない。

第2に、これまで弁護士会として比較的関わりの薄かった「外国人の教育問題」を採り上げた。全体会では、特定非営利活動法人みんなのおうちの理事・副代表の小林普子氏が「新宿における外国にルーツを持つ子どもの教育環境」について講演した。各種学習指導の中で、多様性を有する外国籍の子ども達が自らの価値に気付いていないこと、地域住民との交流が進まないこと等が明らかとなったという。また教育を受ける上での障害事由として、個々の家庭における暴力や経済的事情、更には政府の認識の欠如等が指摘された。未就学対策、補習支援、進学支援、在留資格上の制限に起因する就職難等の各課題に、弁護士会としていかなる支援をなし得るか、考え始めるべき時である。

### 2 第1分科会「外国人の教育に関する問題」 (古池秀幹事)

最初に、中学に進学すると制服、柔道着、体操着など学費が次々かさみ、難民の子どもが、学校を辞めてしまう。両親も生活が第一で、学校側に相談に行っても非協力的であった。就学支援制度はあるが不十分である。一層深刻な事態として、全く未就学の児童がいるといった問題提起がなされた。

この点については、①役所の中にも外国にルーツを持つ児童の教育問題に関心が高い職員もいるので、積極的に働きかけてほしい、②義務教育に関しては在留資格の有無が問題とならず、法律に根拠があるので弁護士に相談してほしい、③弁護士が介入すると交渉が上手くいったケースもあった、といった意見が出された。

ただし、②、③については、本人らに弁護士を利用する認識がないとの指摘がなされた。

次に、家族滞在のビザから就労ビザへの変更のハードルが高く、とりわけ高卒の場合は非常に難しいとの問題提起がなされた。

この点については、本人や親に対して自立のための努力を促していくことが重要である、との意見が出された反面、「努力」では解決できない問題も多く、法制度を変える必要があるといった指摘がなされた。

そのほか、日本人夫が外国人妻や子どもに対して行うDVの問題、障がいを持つ子どもの両親の情報アクセス不十分といった問題、高校生に対する奨学金制度が非常に不十分であるとの問題が提起された。

最後に、弁護士会が法務省に働きかける等して法制度を変えるためには、多くの個別的、具体的な事例を把握しておく必要があり、今後とも弁護士会と外国人支援団体等の親交を深めていきたい、という形で締めくくられた。

### 3 第2分科会「外国人の医療に関する問題」 (浦城知子委員)

前半は収容施設内における医療について意見交換を行った。2013年から2014年にかけて、把握している限り4件

の死亡事件が起きており、被収容者数はここ4年でおおまかに3～4割程度減少傾向にある。会場からは入管訪問団体から、先が見えない収容でほとんどの人が精神的・肉体的に苦しんでいる状態であること、日本中の収容施設・刑務所で医師が不足しており継続的な医療が受けられていないこと、頭痛や不眠に対する対症療法のみを続けることに疑問がある、などの意見が出された。イギリスの収容施設を見学した弁護士からは、イギリスでは被収容者が職員を名前で呼ぶような関係で、医師は365日来所し、外部医療も自己負担なく受けることができるシステムだった、という報告がされた。

後半は、無料低額医療制度、母子手帳、予防接種、健康診断など、在留資格にかかわらず使える（べき）制度や、医療通訳問題などについて、意見交換を行った。会場からは、在留資格にかかわらず医療提供可能な機関が不十分である、医療通訳が不足している、などの意見が出された。医療通訳については、医療保険からは通訳料が出ずボランティアに頼らざるを得ない現況にあるが、専門性が高く、ボランティア通訳では対応しきれないという問題も指摘された。また、自立支援医療（精神通院医療）について地域差があり、窓口対応が一定していないという指摘もあった。

#### 4 第3分科会「差別とヘイトスピーチ」 （小川隆太郎研修員）

分科会の冒頭、大阪鶴橋等におけるヘイトスピーチの様子が記録された動画を上映し、参加者に実態を把握していただいた。その上で、弁護士会よりヘイトスピーチに関する現行法規制、判例、規制立法の動き等を紹介した。その後、参加者と意見交換を行った。区役所職員や難民支援者などそれぞれの立場から多様な意見が挙げられた。

弁護士から、ヘイトスピーチは人種差別だからやってはいけないという誰もが納得できる場所からスタートするべきだが、最近是人種差別をやってはいけないという規範がネットなどの影響で緩んでいるのではないかという問題提起がなさ

れた。

ある参加者からは、勉強会では若い人だけではなくて、年配の人でも、外国人に生活保護をあげるべきなのかなど普通に発言する人が増えているとの発言があった。

別の参加者から、在日外国人も含め、多くの人はヘイトスピーチ等の差別の実態を知らないのではないか、TV報道で5分程度聞いたところでわかるはずもなく、今日のように30分でも話を聞くだけで理解が異なるので、まず偏見の無い人々へ差別実態を訴える場を増やしていくことが重要との発言があった。

さらに話は差別から人権一般に対する日本人の認識へと広がった。ある参加者から、日本では、人権は何か理由があれば剥奪してもいいものだと考えられているのではないかという懸念が表明され、実際に「外国人は日本人として義務を果たしていないから、権利がないのだ」という電話を受けたことがあるとの別の参加者から報告があった。

意見交換を踏まえて今後の弁護士会と支援団体との協力方法についても話し合わせ、その1つとして、差別禁止基本法が国会で審議されようとしていることから、様々な差別体験について国会議員に知ってもらうために議員要請等において協力する方向性が検討された。実際に被害者の声を聞いて考えが変わった議員もおり、差別問題に限らず、人権と義務をセットに考えているかのような風潮を打破するためにも、今後一層の協力関係の下で活動していくことを参加者は誓い合った。

#### 5 欠かせない支援団体と弁護士会との連携

在日外国人達にとって、支援団体が諸般の悩み事を気軽に相談できる存在であるのに対し、行政機関や弁護士会は我々の想像以上に敷居が高い。従って、外国人の弁護士アクセスを改善させるためには、支援団体と弁護士会との連携が欠かせない。年1回の交流会にとどまらず、個々の団体に対し担当弁護士がフォローしていく体制の構築が強く望まれる。

## 英国王立刑事施設視察委員会 (HMIP) の委員をお迎えして — 英国の視察官が見た日本の刑務所と入管収容施設の現状 —

外国人の権利に関する委員会副委員長 宮内 博史 (62 期)

### 1 はじめに

2015年1月22日から27日にかけて、英国王立刑事施設視察委員会 (Her Majesty's Inspectorate of Prisons, 以下「HMIP」と言う) の視察委員であるヒンパル・シン・ブイ氏, コリン・キャロル氏をお迎えしました。以下では、HMIPの活動とともに、両氏が参加されましたイベントについてご報告いたします。

### 2 英国王立刑事施設視察委員会について

英国における収容施設視察の歴史は古く、19世紀まで遡ります。1970年代の刑務所暴動が発端となって、独立性の高い視察委員会の設置を求める声が強くなり、1982年にHMIPが設立されました。HMIPは、約70名のスタッフ(うち約40名は専属の視察官や調査官)によって構成され、その背景も弁護士や研究者、福祉関係者、元刑務所所長など様々です。年間予算は約8億5000万円に及び、相当の人員と予算、時間をかけて徹底的な視察が行われます(例として、1つの施設を視察するために2週間をかけるなど)。その結果、その勧告の約9割が施設側によって受け入れられています。

### 3 千葉刑務所及び入管収容施設の見学

1月22日は、千葉刑務所(千葉市)を見学しました。刑務所では、受刑者の居室や作業場、運動場、大浴場、保護房、医務室、留置施設など様々な場所を見学しました。

1月26日は、東日本入国管理センター(茨城県牛久市)を見学しました。残念ながら、時間が限られていたこともあり、医務室や保護房は見学できませんでしたが、限られ



1月24日のシンポジウムにおけるブイ氏, キャロル氏の講演

た開放処遇スペース、曇りガラスが取り付けられ外の景色が見られない被収容者の居室、天井部も鉄フェンスで囲まれた運動場などを両氏は興味深く見学されました。その後受けた新聞記事のインタビューの中で、両氏からは、「刑務所のような」との感想が寄せられています(2月6日 Japan Times)。

### 4 シンポジウムや意見交換会の様子について

1月24日は入管収容施設視察に関するシンポジウムが、1月27日は刑事施設視察に関するシンポジウムがそれぞれ開催されました。両シンポジウムともに50人以上が参加され、盛況に終わりました。24日のシンポジウムにおいて、両氏からは、「入管収容施設の被収容者は犯罪者ではない。できるだけ自由を享受しなければならない」ことが繰り返し強調され、その原則に則って、英国では厳格な視察を行っていることが話されました。また、視察委員会が社会的認知度をあげ、権限と実効性を増加させるためには、委員

会自らが社会に向けて自由に発信できる環境整備が必要であるとの所見を述べられました。27日は、シンポジウムの前に日本の刑事施設視察委員との意見交換会も行われ、その後のシンポジウムにおいては、具体的な視察基準の策定、視察委員会の権限や社会的認知度を増加させるための方策等について質疑応答がなされました。

## 5 さいごに

英国の入管収容施設においては、携帯電話やインターネットの利用は自由、被収容者は自ら器具を使って調理をしたり、ジムで運動したり、音楽教室や英会話教室に通ったりすることができます。他方、日本の被収容者にはこのような自由は一切ありません。

日本も締約国である市民的及び政治的権利に関する国際規約10条1項は「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と規定しています。しかしながら、現状においては、「保安上の理由」等によって、いとも簡単に被収容者の自由は制限され、看過されがちです。だからこそ、原理原則に則った厳格な審査を行う独立かつ強力な機関が必要とされています。ブイ氏、キャロル氏のお話からは、法の護り手としての自負と矜持を感じるとともに、英国の高い人権意識を垣間見ました。お二人の来日が我が国における被収容者の処遇改善の転機になるよう、我々弁護士に期待されるころは大きいと感じています。

## 公益通報者保護法の改正に向けて —シンポジウム「『情報』をめぐる二つの保護法」の開催—

公益通報者保護特別委員会委員長 横山 敏秀 (57 期)

### 1 シンポジウム開催のきっかけ

当会公益通報者保護特別委員会は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）と共同で、本年1月26日（月）午後6時から弁護士会館クレオにおいて、「『情報』をめぐる二つの保護法～『公益通報者保護法』と『特定秘密保護法』～韓国の公益通報制度との対比から考える」と題したシンポジウムを開催した。

もともと当委員会が韓国の公益通報制度に関心を抱いたのは、国立国会図書館の白井京氏が2011年9月30日に施行された韓国の公益申告者保護法を翻訳して紹介して下さったことに遡る。この翻訳を基に2011年12月6日の東京三会公益通報問題研修会において白井氏が韓国の公益通報者保護法制を説明されたが、通報者の保護を徹底して図るために通報者の秘密を漏洩した場合や通報を理由とする不利益を課した場合の罰則規定の存在や通報を促進させるための報奨金規定の存在などその先進性に驚かされたのである。

### 2 韓国を訪問しての調査と意見交換

ただ、規定の存在に驚いているだけでは我が国の法制度との有意義な比較ができず我が国の公益通報者保護制度の問題点が浮かび上がってこない。こうした規定が実際にどのように運用されているのか実態を調査する必要性を感じていた。そこで、当委員会では、韓国における実態調査を行うことになり、2014年10月20日から22日の3日間にわたり日弁連と共同で韓国における実態調査を行った。なお、共同調査団のコーディネーター兼通訳として白井氏にも参加していただくこととなり、さらに韓国語に精通した宋



昌錫委員にも加わっていただき、マスコミや公益通報制度の研究者も含め総勢19名となった。

初日の午後に訪問した「国民権益委員会」は、官民の公益通報を専門的に受け付ける行政機関である。我が国ではこうした公益通報を受け付ける専門の行政機関は残念ながらまだ存在しない。この国民権益委員会の方々の説明は、公正かつ清廉な社会の実現に対する強い熱意を感じさせるものであった。2日目の午前には、公益通報の支援センターを開設している韓国有数のNGOである「参与連帯」を訪問し、韓国における公益通報の実情や問題点の説明を受け、午後からは、実際に通報したために会社から不利益処分（いわゆる通報被害）を受けた通報経験者2名からお話を聞き、法律自体に通報者保護の規定があっても通報被害を完全には防止できなかった悲しい現実を直視させられた。最終日の午前には「国会立法調査処」（韓国国会の立法補佐機関）において「韓日公益通報者保護制度の争点と課題」と題する公開シンポジウムを開催していただき、日韓双方の率直な意見交換がなされた。特に印象深かったのは韓国

において報奨金目当てのプロの申告者が相当数存在しているにもかかわらず報奨金制度を廃止する方向での法改正は考えていないということで、ここでも社会の公正・清廉さや透明性への並々ならぬ情熱を感じたことである。そして、午後には韓国最大の法律事務所（弁護士数は約700名）である「キム&チャン法律事務所」を訪問し、韓国の司法制度の実情と、企業側弁護士から韓国の公益通報制度の現状と問題点の説明を受け、帰国した。

この3日間の韓国調査は非常に有意義であったが、それ故に却って我が国の公益通報者保護制度が未だ世界標準に到達していないことを痛感させられるものでもあった。

こうして、我が国においても現行の公益通報者保護法を見直していく気運を盛り上げていくためにシンポジウムを開催することとし、同じ情報に関する法律で、廃止も含めた見直しが必要な特定秘密保護法に制度設計されている内部通報制度をシンポジウムで取り上げることとなった。

### 3 シンポジウムの内容

総合司会は宮城朗委員が担当し、津幡智恵子委員が韓国調査の成果を踏まえ日本と韓国の公益通報制度の比較について報告を行い、光前幸一委員が特定秘密保護法における内部通報制度の問題点を報告した。

この報告を踏まえ中村雅人委員がモデレーター（司会者）となりパネルディスカッションを行った。パネリストとして清水勉会員、樋口千鶴副委員長、筆者が参加し、特別ゲストとして、韓国調査において、通報経験者としてヒアリングに応じてくださったチョン・ジングク氏をお招きした。清水会員は特定秘密保護法の下での内部通報の問題点を指摘し、これを承けて筆者が公益通報者保護法の問題点を韓国調査の成果を基に指摘し、チョン・ジングク氏が自らの体験を基に韓国における実情を説明した。チョン・ジングク氏は自らに不利益を課した会社を退職し、今では国会議員の秘書になり、通報被害の経験を立法に生かそうとして活動されているそうである。チョン・ジングク氏の説明や

問題点の指摘には自らの辛い体験に裏打ちされたものであるだけに非常に説得力に富み、その提言された今後の立法のアイデアには学ぶべき点も多く感じられた。このチョン・ジングク氏の説明の合間であるが、樋口副委員長が東京都教育委員会公益通報弁護士窓口での経験に基づき現状の問題点などを説明し、筆者も韓国調査を基に罰則の導入等により通報者の保護を徹底すること並びに通報窓口の一本化や要件の緩和など行政通報のあり方についても見直すことを提言した。匿名化ソフトを用いた内部告発サイトを立ち上げた八田真行駿河台大学講師からも会場発言をいただき、最後に清水会員から通報者の保護のあり方についてのまとめの発言があった。なお、本シンポジウムの通訳は全て宋委員をお願いした。

### 4 今後の課題

韓国調査及び本シンポジウムの成果を生かして我が国の公益通報者保護法の見直しにつなげていかなければならないと痛切に感じた。そのためには韓国の公益通報制度を広く知ってもらう必要があるので、本シンポジウムの反訳とともに韓国調査の詳細な報告と我が国の公益通報制度の改善提案を出版物として上梓し、消費者庁等と活発で建設的な協議をしていく予定である。

### 5 最後に

今回の韓国調査は、白井氏のご尽力がなければ実現しなかったし、宋委員の献身がなければここまでの成果は得られませんでした。また、同道されたマスコミ関係者の方からも貴重なご意見をいただきました。とりわけ、韓国の各訪問先においては大変な歓迎をいただき、日韓の平和・友好の重要性を肌で感じることができました。最後になってしまいましたが、これらの皆様に、心から感謝申し上げます。

## 2015 年 香港法律年度開始式に参加して

国際委員会委員 三坂 和也 (64 期)

### はじめに

当会は、2012年2月に、山中尚邦副会長、石井藤次郎国際委員会委員長（いずれも当時）らのご尽力によって、香港のバリスター（法廷弁護士）が所属する香港大律師公会（HKBA）及びソリシター（事務弁護士）が所属する香港律師会（LSHK）との間で友好協定を締結している。

2014年度も、昨年に引き続きLSHKから香港法律年度開始式のご招待をいただき、当会からは、栗林勉副会長（2014年度。以下、肩書きはいずれも同年度のもの）、国際委員会の早川吉尚副委員長、今里恵子委員、小山隆史委員、山口雄委員と私の6名が、1月12日と13日の2日間にわたり香港を訪問した。

### Presidents' Roundtable

1月12日の開始式当日は、午前9時30分から、開始式に先立ち、世界各地の弁護士会の会長、副会長等を招いた Presidents' Roundtable（意見交換会）が開催された。招待客は総勢51名で、日弁連、東京弁護士会、大阪弁護士会のほか、中国、オーストラリア、ドイツ、パリ、イギリス、マレーシア、マカオ、フィリピン、カンボジア、ロシア、シンガポール、ルクセンブルク等の全国弁護士会・単位弁護士会からの参加があり、またIBA、UIA、LAWASIA等の国際法曹団体の代表者も多数参加して、きわめて国際的なイベントになった。日本からは当会の栗林副会長、早川副委員長のほか、鈴木五十三LAWASIA会長、田邊護日弁連副会長、石田法子大阪弁護士会会長らが参加し、短いながら参加者全員がそれぞれ挨拶を行った。

その後、キーノートスピーチとして、中華全国律師協会（ACLA）の副会長から中国弁護士の急激な増加（現在律師資格を有するのは約25万人）について、オーストラリア



左から、田邊護日弁連副会長（山梨弁）、香港律師會副会長Melissa Pang氏、栗林勉当会副会長、相馬卓日弁連国際室囑託（新潟弁）  
※肩書きはいずれも2014年度のもの

（LCA）の女性弁護士から法曹の世界における男女共同参画について、田邊日弁連副会長から日本の司法制度改革の現状についてそれぞれ話があり、ルクセンブルクの弁護士からABS（非弁護士参加型法律事務所）について話があった上で、フリーディスカッションに移った。主にコモンロー系の国の弁護士からは、「弁護士業はすでにサービス産業であり、インターネットなどで情報収集し、労賃の安い海外の事務所に下請け等する時代であるので、弁護士のみが法律事務所を経営するというのは時代遅れである。今後は、民間の大資本による事務所経営や、法律事務所の上場なども認められるべきである」という論調が多かったのに対し、フランスなど大陸法系に属する弁護士からは、「利益相反、秘密保持、政治権力からの独立、基本的人権の擁護など、弁護士業務は特殊性があるので、他の産業と異なり、弁護士以外が法律事務所を経営することは認められない」という反論がなされた。最後は、LSHKの副会長から、香港はコモンローの国とシビルローの国のハブとしての役割を果たしたいとのまとめがなされた。それぞれ参加者が自由に討議に参加できたのは非常によかった。Presidents' Roundtable

後には、HKBAとLSHKの共催による昼食会が開催され、多くの外国弁護士会の幹部が招待されていた。当会からは栗林副会長、早川副委員長、小山委員が参加した。これら世界各地の弁護士会士のいわば首脳会合に当会が参加してプレゼンスを示せたことには大きな意義があった。

### 各所の視察訪問

昼食会が終わると、今里委員、小山委員、山口委員、私の4名が、香港島の中環にある香港証券先物委員会（Hong Kong Securities and Futures Commission, 通称「SFC」）及び香港証券取引所（Hong Kong Exchanges and Clearing Limited, 通称「HKEx」）の視察訪問に参加した。

視察訪問後、私たちは、開始式に参加するため、シティホールに移動した。午後4時30分頃から、警察儀仗隊によるシティホール前広場のパレードにより開始式が始まり、パレード終了後、裁判官、弁護士、司法省幹部など多くの法曹関係者が、法廷用のウィッグとローブをまとってシティホール内の講堂に入場した。香港司法機構終審法院の首席法官（首席裁判官）であるGeoffrey Ma氏が最後に入場したが、Ma氏に対して多くの警察官が敬礼をしている姿を見て、首席裁判官の香港における権威ある地位を感じることができた。

### 開始式

パレードと法曹関係者の入場が終わると、Ma氏と、律政司司長（司法長官）のYuen氏、HKBA主席のShieh氏、LSHK会長のHung氏によるスピーチが英語で行われた。

まずMa氏は、香港社会における法の支配（rule of law）の重要性を説き、法の支配が政治によって曲げられることがあってはならないと強調した。その上で、学生デモに対する占拠場所立退きの裁判においても、学生側に司法へのアクセスや準備書面等の提出機会が十分保障され、また判決理由も丁寧に示された点などを挙げて、法の支配が全うされたと述べた。Yuen司法長官は、政府側の立場から、さらに踏み込んで、民主主義や選挙制度のために違法行為を行ってよいということはありませんと述べ、今後もこのような違法行為を行わないよう「忠告」した。

これに対し、Shieh主席は、昨年6月以来の白書問題で

はHKBAが中国を当初から批判していたこと（北京の中国国務院新聞弁公室が2014年6月に発布した白書（「一国二制度」在香港特別行政区的实践）が、「香港の裁判官は愛国的でなければならない」と言明したことに端を発する問題）を強調し、中国のいう法の支配は、rule of lawではなくrule by lawであると強く批判した。その上で、法の支配の意味をミスリードしてはならず、誤導があればそれを正していくのが弁護士としての役割であることを強く述べた。

他方、Hung会長は、デモは政治的な運動であって、弁護士がどちらかの立場に立つべき問題ではないとして、会としては中立的な立場を取らざるを得なかった理由を説明した。また、刑事裁判における援助制度や、裁判の敗訴者負担制度での負担率の低さなどの実務的な問題についても触れていた。

### おわりに

開始式の後は、シティホール内の別会場でカクテルパーティーが開催され、ウィッグとローブを着用したまま来場している裁判官、弁護士らと、カクテルを片手に親睦を深めることができた。当会からの出席者も、今里委員が華麗な着物を召して参加し、注目を大いに集めるなど、多くの方々との交流を持った。

午後8時からは、中環のレストランで盛大なディナーパーティーが開かれた。昼食会に引き続き、アジア太平洋、ヨーロッパなど世界各国の弁護士が参加し、また、前出の首席裁判官も参加して、お酒も進んで楽しい時間が過ぎた。宴も終盤に差し掛かると、各国からの参加者がテーブル間を移動して情報交換を行うようになり、非常に充実したパーティーとなった。

翌13日には、LSHKのHung会長以下役員の方々との間で、当会（国際委員会の5名）とのスピノフ・ミーティングを設定し、2015年度に開催を計画している当会とLSHKとの共催セミナーについて詳細な打合せを行った。当会としては、今後も引き続き、HKBA及びLSHKとの間で友好協定を継続し、友好関係を深めていく予定である。さらに、シカゴ弁護士会やバリ弁護士会等、他の弁護士会との友好協定も発展させ、当会のグローバル化をさらに推し進めていきたいと考えている。

## 沖縄視察

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35 期)

### 1 沖縄の現況と視察の目的

(1) 人権擁護委員会・沖縄問題対策部会では、沖縄において、1995（平成7）年9月、米兵による少女暴行事件が発生したのち、毎年、沖縄視察を行なってきた。

今回は、以下に述べるとおり、法的に、また政治的に強い批判がある中で、名護市辺野古およびこれに隣接する水域に普天間飛行場の代替施設を建設する事業が国によって強行され始めたことから、この問題に重点を置いて視察することにし、2泊3日（2015年1月16日から18日）の全日程を名護市に宿泊して行なった。

(2) 国（沖縄防衛局）は、2013（平成25）年3月、辺野古移設に向けた公有水面埋立を沖縄県に申請した。沖縄県（仲井真弘多知事 ※当時）はこれを承認することに消極的な姿勢を示していたものの、同年12月27日、一転して承認するに至った。

公有水面埋立法によると、埋立申請を承認する要件として、国土利用上適正かつ合理的であること、環境保全について十分配慮されたものであること、などが必要である（同法4条1項）。

ところが、沖縄県自体（環境生活部）、2013（平成25）年11月30日、「申請書に示された環境保全措置では不明な点があり、事業実施区域周辺の生活、自然環境保全についての懸念が払拭できない」との意見を出している。また、日弁連では2013（平成25）年11月21日、意見書を公表し、埋立が公有水面埋立法の承認要件を満たしていないことから、沖縄県知事に対し、承認すべきではない旨を提言した。さらに沖縄県知事の承認がなされた直後である2014（平成26）年1月15日、沖縄弁護



名護市役所前で

士会は、この承認に反対する会長声明を出している。

(3) このように、埋立について法的な疑義が指摘される中で、2014（平成26）年11月に実施された沖縄県知事選挙では辺野古移設に反対を表明する翁長雄志氏が当選し、承認をした仲井真氏が敗れた。しかしながら、強い反対がある中でも国は埋立に向けての準備作業を進めている。このため、辺野古の現場では、国の作業に体を張って反対する動きがみられ、目下、重大な問題となっている。

### 2 名護市役所訪問（第1日目）

私たち一行8名は那覇空港から名護市に直行した。この日は名護市役所を訪ね、職員のかたにお話をお聞きした。その概要は、次のとおりである。

- ① 代替施設は1800mの滑走路をもち、代替とはいいながらも燃料栈橋や弾薬搭載エリアなど普天間飛行場にはない機能も備えられている。
- ② 埋立計画に対し、仲井真元知事は、反対の姿勢を

一転し、承認した。これに対し、名護市は疑義照会をしたが適確な回答はえられなかった。

- ③ 埋立に関する許認可権限は原則として沖縄県にあるが、名護市にも、漁港施設占用等許可、見謝川の水路切り換えなど限られた範囲ではあれ許認可権限がある。
- ④ 埋立による影響について名護市は、環境保全に重大な問題があり、事業実施区域周辺域の生活環境および自然環境の保全を図ることは不可能であると考え、強く反対している。
- ⑤ 辺野古埋立による基地ができた場合でも名護市の歳入がさほど期待できるわけではない。逆に、基地を建設せず、現在ある米軍施設をなくした場合の経済的効果は、県内で行なわれている基地跡地の利用の実績からみて、雇用者所得や雇用者数の飛躍的拡大などにより、大きいものが期待できる。

### 3 東村高江のヘリパット（第2日目午前）

沖縄本島北部に、やんばるの森とよばれる豊かな自然をはぐくむ森がある。この中の高江に、森を切りひらいて直径75mのヘリコプター離着陸帯（ヘリパット）を移設する計画があり、高江区では2度にわたり反対の決議をした。その上で、建設予定地の入口に住民がテントを張り、いざという時には座り込みをしようとの決意を示している。

### 4 辺野古（第2日目午後）

キャンプ・シュワブのゲート前では約200名が基地内に埋立のための器材を搬入させまいとして、基地内にいる警察官と対峙していた。また、砂浜には埋立反対活動するためのテントが常設されている。この日も海上保安庁と反対派の間で、海上でトラブルがあった。辺野古の現地を視察したのち、私たちは、被告を沖縄県とする公有水面埋立承認処分取消訴訟の弁護団、原告団のかたからお話をお聞きした。

承認取消が認められるためには、当事者適格などの前提要件を満たした上で、埋立の必要性、環境アセスメントの



キャンプ・シュワブのゲート前での抗議行動

妥当性、裁量権行使の逸脱の有無などが争点になるといわれている。

埋立予定地は辺野古崎周辺および大浦湾の一部であるが、多様なサンゴからなるサンゴ礁、そこに生息する魚類、また浅海に広がる海草藻場、これを餌とするジュゴンなど豊富な生物が生息している。このため、環境省、沖縄県から重要な自然環境として評価されてきたし、ジュゴンの保護については国際機関からも注目されているところである。

この環境を守るか、それとも米軍基地を造ることが必要なのか、が問われている。

沖縄県知事が交替したことにより被告たる県の対応が変わる可能性がある。国は、早速、これに備えて訴訟の当事者参加の手続をとった。

### 5 今後の展開

沖縄県では、2015（平成27）年1月、外部の委員から成る、仲井真元知事による埋立承認の検証委員会が設置された。

この検証委員会が、早ければ2015（平成27）年4月にも結論を出す可能性があり、沖縄県が承認を取り消す可能性がある。仮にそうなった場合には、国は承認取消を争うとみられる。

普天間基地の辺野古移設問題は、2015（平成27）年に、早くも正念場を迎えることになった。

## 集団的自衛権にノー！ かながわ大集会に8000人が参加

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28 期)

2月21日、横浜弁護士会主催、日弁連、関弁連、東京三弁護士会が共催した集団的自衛権に抗議する集会が横浜の山下公園で行われた。集会には、関東近県（中には岐阜県弁護士会会員も参加）から8000人の市民と弁護士が旗や幟、プラカードを手に詰めかけ、「集団的自衛権ノー！」「平和が一番」の決意を新たにした。わが東弁からも、高中正彦会長、伊藤茂昭次年度会長を先頭に50名以上がたすき掛けで参加。リレートークでは、「集団的自衛権はいらない。必要なのは集団的不戦の誓い」（浜矩子同志社大学教授）、「名古屋高裁で違憲と断定されたイラク派遣で28人の自衛隊員が自殺した。後方支援活動とは何かが問われる」（半田滋東京新聞論説委員）、「積極的平和主義とはアメリカと一緒に軍事力を用いて介入する積極的介入主義だ」（阿部浩己神奈川大学法科大学院教授）、「戦争は最大の人権侵害、平和が人権保障の基本」（村越進日弁連会長）の訴えが続き、国会議員からも連帯の挨拶が表明された。集会後は、みなとみらい方面、桜木町方面と二手に分かれてパレードが繰り



広げられ、集団的自衛権ノーの声が沿道に響き渡った。

集団的自衛権容認の閣議決定を実行に移すための安保法制の作成作業と与党協議が続いており、5月の連休明けにも法案が国会に提出されようとしている。平和憲法が改正手続きも経ないで壊されるかどうかの瀬戸際であり、まさに正念場。「人権擁護の砦」＝弁護士会の活動も真価を問われている。